

交通安全情報



警視庁交通部

令和5年7月1日から

電動キックボード等の新しい交通ルールが始まります！

ポイントその1
車両区分が変わります。

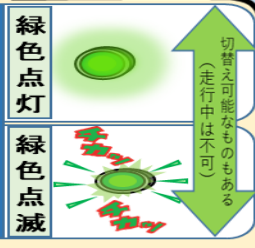
これまで	
電動キックボード等	原動機付自転車(注) 法定速度 30km/h
	小型特殊自動車 最高速度 15km/h 以下 <small>* 実証実験で貸し渡される電動キックボード(エリア内に限る)</small>

細分化
新設
新設

7月1日から	
電動キックボード等 原動機付自転車	免許必要 一般 原動機付自転車(注) 法定速度30km/h
	免許不要 特定小型 原動機付自転車 最高速度20km/h以下 ※速度抑制装置で制御
	免許不要 特例特定小型 原動機付自転車 最高速度6km/h以下 ※速度抑制装置で制御

始まります！

車体に装備される
最高速度表示灯が
見分けるポイントです。



16歳未満は運転禁止！

改正道路交通法施行に伴い実証実験は終了

(注) 電動機の定格出力等により自動二輪車等となる場合があります、必要な免許も変わります。

ポイントその2



全ての電動キックボード等が
・ 免許不要となるものではありません。
・ 歩道等を通行することができるものではありません。

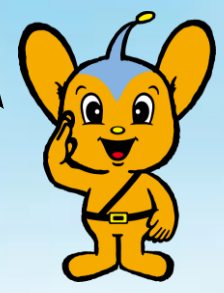
特例特定小型原動機付自転車だけが路側帯や標識により自転車の通行が認められた歩道を通行することができます。

特例特定小型原動機付自転車以外の電動キックボード等は、路側帯や歩道を通行できません。



「普通自転車等及び歩行者等専用」標識

ポイントその3



※ 違反者は反則切符(青切符)等による取締りを受けます。

詳しくは↓のリンク先で



警視庁ウェブサイト
電動キックボードページ



警察庁ウェブサイト
特設ページ



警察庁ウェブサイト
交通事故防止のための
啓発動画



交通事故を防ぐ、簡単だけど、効果のある方法が満載！
TOKYO SAFETY ACTION
<https://www.safetyaction.tokyo/>